

郵便局において内容証明郵便物を受け付けるようにしてほしい

〔申出要旨〕

内容証明郵便は、弁護士、司法書士などの法曹関係者が通知、督促などのため、日常的に利用する郵便である。私も弁護士という仕事柄、内容証明郵便を頻繁に利用している。

しかし、私の勤務する弁護士事務所に近い郵便局では、内容証明郵便を受け付けないことから、同郵便を出す際には、約 2 km 離れた郵便局まで出向かねばならず、大変不便である。

近年では、内容証明郵便を電子情報化し、インターネットを通じて 24 時間受付を行う「電子内容証明サービス (e 内容証明)」も郵便事業株式会社 (現在は、日本郵便株式会社) で行っているが、同社のホームページ上で注意喚起されているように、処理能力を超える利用 (信販会社による大量の支払督促) やシステムの故障があった場合には、郵便物の作成に遅れが生じてしまう場合があり得ることから、時効の中断等一刻を争う郵便物の作成が遅れてしまうことは致命的であり、電子内容証明サービスは利用しにくい。

私の勤務する弁護士事務所の近辺は、司法関係機関が所在する上、弁護士事務所が多い地域であり、私と同様に不便に感じている者も多いとみられる。

利用者が多数見込めるこの郵便局においても、内容証明郵便物を受け付けるようにしてほしい。

〔相談の結果〕

平成 24 年 2 月に相談を受けた当事務所では、現在の日本郵便株式会社九州支社に対し、あっせんした結果、相談のあった郵便局にも内容証明郵便物を取扱うに当たり必要な「郵便認証司」(総務大臣任命) という資格者が配置されることとなり、同年 10 月 1 日から、同郵便局で内容証明郵便物の受付が開始された。